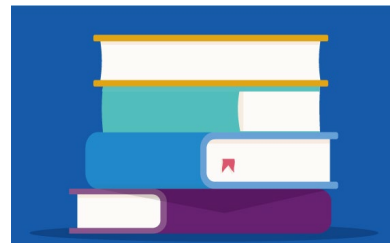


July 2020 No.20-8

会計・監査ダイジェスト

会計及び監査を巡る動向 2020年7月号

会計・監査ダイジェストは、日本基準、国際基準、修正国際基準及び米国基準の会計及び監査の主な動向についての概要を記載したものです。



ハイライト

今月は、主に以下のような留意すべき情報が公表されています。

- ◆ [IASB、「負債の流動又は非流動への分類 - 発効日の延期（IAS第1号の改訂）」を公表](#)
COVID-19拡大の影響を受けて、基準の発効日が1年延期された。

目次

国際基準

最終基準

[金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正を公表](#)

最終基準

[IASB、「負債の流動又は非流動への分類 - 発効日の延期（IAS第1号の改訂）」を公表](#)

米国基準

最終基準

[ASU案「金融サービス - 保険（トピック944）：適用日及び早期適用」の公表](#)

1. 日本基準

新たな基準・公開草案等の公表として、今月、特にお知らせする事項はありません。

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）](#)へ

2. 国際基準

■我が国の任意適用制度に関する諸法令等（金融庁）

【最終基準】

- (1) 金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正を公表

金融庁は2020年7月10日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正を[公表](#)した。

国際会計基準審議会（IASB）が2020年5月31日までに公表した以下の国際会計基準が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準として指定された。

（改訂）国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」（2020年5月28日公表）

IFRS第16号の改訂内容は、一定の要件を満たすCOVID-19関連のレント・コンセッション（賃料の免除・支払い猶予等）につき、これがリースの条件変更に該当するかどうかの評価を行わなくともよいとする実務上の便法を借手に認めるものである。

公布の日（2020年7月10日）から適用される。

■会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会）

【最終基準】

- (1) IASB、「負債の流動又は非流動への分類 - 発効日の延期（IAS第1号の改訂）」を公表

IASBは2020年7月15日、「負債の流動又は非流動への分類 - 発効日の延期（IAS第1号の改訂）」を[公表](#)した。本改訂は、COVID-19拡大の影響を受けて、2020年1月に公表された「負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の改訂）」の発効日を1年遅らせ、2023年1月1日以後に開始する事業年度から適用することとしている。なお、早期適用は引き続き認められる。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年7月20日発行）](#)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト（IFRS）](#)へ

3. 修正国際基準

新たな基準・公開草案等の公表として、今月、特にお知らせする事項はありません。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）](#)へ

4. 米国基準

■会計基準等の公表（米国財務会計基準審議会（FASB））

【公開草案（会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU）案）】

(1) ASU案「金融サービス - 保険（トピック944）：適用日及び早期適用」の公表（2020年7月9日 FASB）

本ASU案は、COVID-19拡大により影響を受ける保険会社の負担を軽減するため、[ASU第2018-12号](#)「金融サービス - 保険（トピック944）：長期保険契約の改訂」の適用対象となる長期保険契約を発行するすべての保険会社に対して、以下の2点の提案をしている（本ASU案は、トピック944が適用されない長期保険契約の契約者や保険会社以外の企業には適用されない）。

- ・トピック944の適用日の1年の延期
- ・トピック944の早期適用を選択する際の移行日に関する軽減措置

適用日の1年延期

	現在の適用日（*1）	提案されている適用日
SEC登録企業（小規模登録企業を除く）	2021年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間	2022年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間
トピック944の対象となるそれ以外の企業	2023年12月15日より後に開始する事業年度末（期中期間については2024年12月15日より後に開始する事業年度から）	2024年12月15日より後に開始する事業年度末（期中期間については2025年12月15日より後に開始する事業年度から）

（*1）現在の適用日は、[ASU第2019-09号](#)「金融サービス - 保険（トピック944）：適用日」に基づく。

早期適用選択時の移行日に関する軽減措置

トピック944の早期適用を促す観点から、早期適用を選択した際の移行日を、表示される最も早い期間の期首ではなく前期の期首とする軽減措置を提案している。これにより、早期適用するか否かにかかわらず、移行日は同一日となる。例えば、前述の1年延期を前提として、12月決算のSEC登録企業（小規模登録企業ではない）の場合には、以下のとおりとなる。

早期適用の選択	適用日	移行日
早期適用を選択しない場合	2023年1月1日	2021年1月1日 (前々期の期首)
早期適用を選択する場合	2022年1月1日	2021年1月1日 (前期の期首)

コメントの締切りは2020年8月24日である。

あずさ監査法人の関連資料： [Defining issues（英語）](#)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト（米国基準）](#)へ

■ 関連資料紹介

- [顧客との契約から生じる収益 IFRS第15号 ハンドブック](#)
- [COVID-19関連のレント・コンセッション \(IFRS第16号「リース」の改訂\)](#)
- [【書籍】詳細解説 IFRS開示ガイドブック \(第2版\)](#)
- [【書籍】こんなときどうする? 「会計上の見積り」の実務 \(第2版\)](#)
- [【書籍】図解 収益認識基準のしくみ](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。

home.kpmg/jp/socialmedia



■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

home.kpmg/jp/search-tool



会計・監査コンテンツ アーカイブ

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

年	☐ 2018 ☐ 2017 ☐ 2016 ☐ 2015 ☐ 2014 ☐ 2013 ☐ 2012年以前
会計基準	☐ 日本基準 ☐ 修正国際基準 ☐ IFRS ☐ 米国基準
トピック	☐ 基準全般 ☐ 概念フレームワーク ☐ 初年度適用 ☐ 繰越資産 ☐ 有形固定資産 ☐ 無形資産 ☐ 引当金 ☐ 退職給付 ☐ 株式報酬 ☐ 資本 ☐ 収益 ☐ 税金・税効果 ☐ 企業結合・共通支配下取引 ☐ 連結・持分法 ☐ 金融商品 ☐ 減損・公正価値測定 ☐ 外貨換算 ☐ リース ☐ 保険契約 ☐ 表示・開示 ☐ 期中報告 ☐ 監査 ☐ 法令・制度 ☐ その他
業種	☐ 鉱業 ☐ 建設 ☐ インフラストラクチャー ☐ 消費財・小売・食品 ☐ 製造 ☐ 化学 ☐ 製薬 ☐ 自動車 ☐ その他製造 ☐ エネルギー ☐ 運輸・物流 ☐ 情報 ☐ 通信 ☐ 商社・卸売 ☐ 流通・小売 ☐ 金融 ☐ プライベートエージェンシー ☐ 不動産 ☐ ヘルスケア ☐ パブリックセクター ☐ 学校法人 ☐ ホスピタリティ ☐ メディア ☐ グローバルジャパニーズプラクティス ☐ 中堅企業 ☐ 新興国
タイトル	

検索

1 - 10件 / 1147件

10件 ▼ 表示

1 2 3 ... 115

発行日 ▼	タイトル
2018年4月25日	IFRICニュース
2018年4月23日	金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループに係る意見募集を開始
2018年4月20日	IFRS実務トピックニュースレター〜銀行業〜 (2018-01) LIBOR改革が会計処理に与える影響
2018年4月20日	Q&A - 米国税制改革、KPMGのハンドブック「法人所得税の会計処理」の補足 (英語) (米国基準)
2018年4月18日	日本基準 平成30年3月期決算の留意事項 - チェックリスト

■ KPMG 会計・監査 AtoZ

アプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計・監査情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

KPMGジャパンウェブサイトのアプリ紹介ページ

home.kpmg/jp/kpmg-atoz



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、
あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

■ あずさ監査法人トップページ ([Link](#))

■ 日本基準 ([Link](#))

■ 修正国際基準 ([Link](#))

■ IFRS ([Link](#))

■ 米国基準 ([Link](#))